

浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浜松市内の空家等について早期に除却を促し、空家等対策を推進するため、空家等の除却を行う所有者又は共有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)空家等 浜松市内に存在する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木、雑草及びその他の土地に定着する物を含む。）。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2)既存住宅 次のすべての要件を満たす空家等

ア 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）表題部の種類が居宅又は居宅とその他の用途を兼ねるものであるもの

イ 総務省による令和5年住宅・土地統計調査において一戸建に区分するもの

ウ 昭和56年5月31日以前に建築済又は建築基準法に基づく建築確認済であったもの。ただし、長屋、共同住宅及び法人が所有するものを除く。

(3)所有者 除却しようとする空家等の所有者が1人である場合において、当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）に所有者として記載されている者

(4)共有者 除却しようとする空家等の所有者が複数である場合において、当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）に共有者として記載されている者

(5)補助対象者 第4条第1項柱書に規定する補助事業を行おうとする所有者又は当該補助事業を行おうとする共有者から委任を受けた代表の者

(6)解体工事業者 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者若しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる既存住宅（以下「補助対象空家」という。）は、次に掲げる全ての要件を具備するものとする。

(1)登記事項証明書（全部事項証明書）の権利部で、相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置（租税特別措置法第35条第3項第1号、同項2号、同項3号）の適用期間外であること及び申請者が所有者又は共有者であることが確認できること。

(2)申請日前1年間居住者がいないこと。

(3)所有者及びすべての共有者が自然人であること。

(4)既存住宅が借地に存する場合は、既存住宅の解体除却について借地の所有者の同意を得ていること。

(5) 既存住宅が共有である場合、当該共有者全員から既存住宅共有者の解体除却等に関する同意書（第1号様式）により、既存住宅の除却についての同意を得ること。

(6) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(7) 文化財等に指定されていないこと。

(8) 既存住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）に抵当権等の担保権及び賃借権等の用益権等所有権以外の権利設定がされていないこと。

(9) 既存住宅に関する相談申込書（第2号様式）の提出により、公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部が調査した結果、取引不可と認める既存住宅であること。

(10) 解体工事によって更地になった土地に申請者及びその親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族を言う。以下同じ。）が建築物を建てないこと。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる工事をいう。ただし、第1号に規定する工事を行わず、第2号から第4号までに規定する工事のみを行う場合には、補助金の交付の対象としない。

(1) 補助対象空家の解体除却（一般廃棄物は除く）に要する工事

(2) 補助対象空家に附属する門及び塀等の撤去に要する工事

(3) 補助対象空家が存する敷地内立木等（雑草を含む）の伐採に要する工事

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める工事

2 補助事業は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 補助金の交付決定後に補助事業の契約を締結するものであること。

(2) 宅地建物取引業者等がその業の目的のために行うものでないこと。

(3) 解体事業者に請け負わせるものであること。

(4) 補助対象者以外の者の権利を侵害するおそれのないこと。

(5) 原則として敷地全体を更地の状態とするものであること。ただし、補助対象空家の一部又はこれに附属する門及び塀等を残置することが安全上やむを得ない場合は、この限りでない。

（補助金額）

第5条 補助金額は、補助事業を実施するために要した額の3分の1以内かつ50万円を超えない額（千円未満は切り捨てるものとする。）とする。

（受付の方法）

第6条 市長は、受付を先着順に行う。

（補助対象者等）

第7条 補助対象者及び共有者は次の各号のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 補助対象空家の登記事項証明書（全部事項証明書）に所有者又は共有者として記録されていること。

(2) 自然人であること。

(3) 市税を完納していること。

(4) 過去に、この要綱により交付決定の通知を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1

号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等 (条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前 3 号に掲げる者のいずれかが役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体
(補助対象者の責務)

第 8 条 補助対象者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 補助事業に伴う廃棄物等を、適正に処理すること。

(2) 補助事業に伴う苦情等を、補助対象者の責任において処理すること。

(3) 当該補助事業に係る関係法令を遵守すること及び補助金の交付目的に従って補助事業を誠実に行うこと。

(事前相談)

第 9 条 補助対象者は、交付申請までに既存住宅に関する相談申込書 (第 2 号様式) に次の各号に掲げる事業の様式を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その一部を省略させることができる。

(1) 既存住宅の登記事項証明書 (全部事項証明書) (申請日から 3 か月以内に発行されたものに限る。)

(2) 既存住宅の土地の全部事項証明書 (全部事項証明書) (申請日から 3 か月以内に発行されたものに限る。)

(3) 公図

(4) 地積測量図

(5) 家屋図

(6) 補助対象空家の位置を示した都市計画マップ (都市計画位置図)

(7) 補助対象空家の写真 (補助対象空家の全景写真及び第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号までについても補助事業とする場合は、その対象物が確認できる写真)

(8) 配置図 (補助対象空家の所在がわかる案内図及び敷地内の補助対象空家、附属する門塀、立木等の配置図)

(9) 固定資産課税台帳登録証明書の写し、固定資産税決定通知書、建築確認書の写し又は建築確認等台帳記載事項証明書 (当該建物の全部事項証明書で建築年月日が確認できない場合に限る。)

(10) その他市長が必要があると認める書類

(交付の申請)

第 10 条 補助対象者は、補助事業について契約を締結するまでに交付申請書 (第 3 号様式) に次の各号に掲げる事業の様式を添えて市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

(1) 申請前 1 年間の住所がわかる申請者及び共有者の住民票の写し又は戸籍の附票の写し (申請日から 3 か月以内に発行されたものに限る。)

(2) 既存住宅に居住者がいないこと及び既存住宅が空家等であることの誓約書 (第 4 号様式)

- (3) 既存住宅共有者の解体除却等に関する同意書（第 1 号様式）（ただし、補助対象空家が共有の場合に限る。）
- (4) 解体工事によって更地になった土地に申請者及びその親族が建築物を建てないことの誓約書（第 5 号様式）
- (5) 暴力団排除等に関する解体工事業者の誓約書（第 6 号様式）及び第 2 条第 6 号の許可通知書又は登録通知書の写し
- (6) 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの
- (7) その他市長が必要があると認める書類
（交付の決定）

第 11 条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第 6 条第 1 項の規定により補助対象者に対して、次に掲げる事項を交付の条件として付し、交付決定通知書（第 7 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議をし、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10 年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 第 17 条第 1 項及び規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、補助金の全額又は一部を返還すること。
- (5) 第 17 条第 1 項及び規則第 18 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し又は未納額との相殺をする場合がある。

2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨を不交付決定通知書（第 8 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の審査の際、必要があると認めるときは現地調査をすることができる。
（申請の取下げ）

第 12 条 補助対象者は、前条第 1 項又は第 2 項の通知を受ける前に申請の取下げをする場合、又は規則第 8 条第 1 項の規定による取下げをする場合は、浜松市空家等除却促進事業費補助金交付申請取下げ届（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第 13 条 第 11 条第 1 項の規定により補助金交付決定通知を受けた補助対象者が、申請の内容等を変更する場合は、変更承認申請書（第 10 号様式）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の見積書の写し等、当初の見積書からの変更点を確認できるもの

(2)その他市長が必要があると認める書類

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、変更により補助金を交付することが適当であると認めるときは、変更交付決定通知書（第 11 号様式）により補助対象者に通知するものとし、変更により補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨を補助金変更不交付決定通知書（第 12 号様式）により補助対象者に通知するものとする。
- （実績報告）

第 14 条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第 13 号様式）により、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 2 月末日までに市長に報告しなければならない。ただし、市長が補助事業が予定の期間内に完了しないことについて特別の理由があると認める場合には、同報告書の報告期限を 3 月 14 日（閉庁日の場合はその前日）までとすることができる。

- 2 前項の実績報告書には、規則第 13 条の規定により次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)補助事業であることが明確な領収書の写し又は振込金受領書及び請求書の写し等、補助対象者等が解体工事業者等に当該解体除却工事費を支払ったことがわかるもの
 - (2)補助事業であることが明確に示された契約書の写し
 - (3)補助事業以外の事業が含まれる場合は、補助事業に要する金額がわかる書類
 - (4)補助事業が完了したことを確認できる写真（補助対象空家除却後の写真及び第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号までについても補助事業とする場合は、その対象物が確認できる写真）
 - (5)他の制度による補助を受けた場合にあつては、浜松市空家等除却促進事業費補助金と補助事業が同一でないことを確認できる書類
 - (6)その他市長が必要があると認める書類
- （補助金の額の確定）

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは額を確定し、交付確定通知書（第 14 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 16 条 補助対象者は、前条の交付確定通知書を受領した後、速やかに請求書（第 15 号様式）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1)運転免許証の写し等、本人であることが確認できるもの
- (2)通帳の写し等、申請者名義の口座番号が確認できるもの
- (3)その他市長が必要があると認める書類

（補助金の交付）

第 17 条 市長は、前条の補助金の請求書が提出された日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 18 条 市長は、補助対象者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2)虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (3)この要綱に定められた要件に適合しないことが判明したとき。

(4)補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(5)補助事業により更地になった土地に申請者及びその親族が建築物を建てたとき。

2 市長は、前項及び規則第 18 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を取消す場合は、交付決定取消し通知書（第 16 号様式）により通知するものとする。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 29 日から施行し、令和 5 年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 31 日から施行し、令和 6 年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度の補助金に適用する。

(あて先) 浜松市長

補助対象者 住所
氏名

既存住宅共有者の解体除却等に関する同意書

私は、下記所在に存する既存住宅の共有者です。浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱に基づき、当該既存住宅を解体除却することに同意します。

また、私は、浜松市空家等除却促進事業費補助金交付に係る申請及び補助金の請求、受領等を含む補助事業の遂行に関する一切のことを上記補助対象者（申請者）に委任します。

記

既存住宅の 所在地番（番地）	所在地番 浜松市 区 (番地 浜松市 区)
-------------------	---------------------------

令和 年 月 日

住所

氏名

電話番号

※建物の登記事項証明書（全部事項証明書）に記載されている共有者全員の同意書を添付してください。

※同意する本人が署名又は記名押印してください。

職員記入欄	受付番号
	受付方法 窓口・郵送

第2号様式（第3条関係）（1枚目）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

補助対象者 郵便番号
住 所
氏 名

既存住宅に関する相談申込書

浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱第3条第9号に規定する調査のため、公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部に情報を提供することに同意し、次のとおり申し込みます。

不動産事業者との契約状況	<input type="checkbox"/> 媒介契約未締結である				
既存住宅の所在地番（番地）	所在地番 浜松市 区 (番地 浜松市 区)				
空家等の状況	用途	<input type="checkbox"/> 居宅（その他の用途を兼ねる）かつ一戸建て住宅			
	構造	主要構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他()		
		屋根	<input type="checkbox"/> 瓦 <input type="checkbox"/> スレート <input type="checkbox"/> 鋼板 <input type="checkbox"/> その他()		
	床面積	1階	m ²	2階	m ² 計 m ²
	建築年月日	年 月 日			
	土地所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同一 <input type="checkbox"/> 申請者と別			
敷地面積	m ²				
空家になった時期	年 月頃				
都市計画法建築基準法に基づく制限	区域の別	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外			
	用途地域等	用途地域	建蔽率	容積率	道路高さ係数
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 建築基準法第22条区域			
敷地等と道路の関係	<input type="checkbox"/> 再建築可能 () <input type="checkbox"/> 不可能				
補助金申請に添付する写真を浜松市が広報活動に使用することへの同意（任意）	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない				
連絡先	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同一 <input type="checkbox"/> 申請者と別 ()			
	電話番号、メール	TEL	E-mail		

（備考）・ 申込をされた個人情報は本相談業務の目的以外には利用しません。

・ 浜松市は、（公社）全日本不動産協会静岡県本部との交渉・契約については、直接関与しません。

また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間での解決をお願いします

（添付書類）

・ 揃った書類には 、揃わなかった書類には をお書きください。

登記全部事項証明書（建物及び土地） 公図 地積測量図 家屋図（建物図面）

都市計画マップ（都市計画位置図） 写真 配置図

建物の建築年月日が確認できる書類（登記事項証明書（建物）、固定資産課税台帳登録証明書の写し等）

空家及び空家除去後の土地の売却等に関するアンケート

条件に全て該当することを確認し、チェック☑を入れてください。

チェック	対象となる条件
<input type="checkbox"/>	①相続人又は受遺者が所有者又は共有者として建物の登記がされている空き家であること
<input type="checkbox"/>	②昭和56年5月31日以前に建築済み又は建築確認済みであった空き家であること
<input type="checkbox"/>	③相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置（租税特別措置法第35条第3項第1号、同項2号、同項3号）の適用期間外であること ※建物の登記全部事項証明書で確認します。
<input type="checkbox"/>	④申請日から過去1年間空き家であること ※住民票等で確認します。
<input type="checkbox"/>	⑤一戸建て住宅であること及び登記の種別が「居宅」又は居宅とその他の用途を兼ねるものであること ・総務省 令和5年住宅・土地統計調査において一戸建に区分するもの。 ・長屋、共同住宅は対象となりません。
<input type="checkbox"/>	⑥浜松市内にある空き家であること
<input type="checkbox"/>	⑦公共事業等の補償の対象となっていないこと
<input type="checkbox"/>	⑧対象となる空き家及び附属する工作物（塀、立ち木など）が文化財等に指定されていないこと
<input type="checkbox"/>	⑨自然人が所有する空き家であること ・法人は対象となりません。 ・所有者及び共有者全員が自然人である必要があります。
<input type="checkbox"/>	⑩申請者及び共有者が浜松市税を完納していること
<input type="checkbox"/>	⑪申請者及び共有者が暴力団員等でないこと
<input type="checkbox"/>	⑫共有者全員の同意を得ていること
<input type="checkbox"/>	⑬解体工事によって更地にする予定であること ・小屋、立ち木などの附属物も併せて除却する必要があります。 ・門及び塀等を残すことがやむを得ない場合は、この限りではありません。
<input type="checkbox"/>	⑭解体工事によって更地になった土地に申請者、申請者の配偶者、六親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族が建築物（建築基準法第2条第1号）を建てないこと。
<input type="checkbox"/>	⑮空き家等に抵当権等の担保権及び賃借権等の用益権等所有権以外の権利設定がないこと

第2号様式(第3条関係) (3枚目)

市税の納付又は納入の状況の確認についての同意 (同意する場合は下記に☑を記入)

- 浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱第7条第3号の規定により、市において、補助対象者及び下記の者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

※建物の全部事項証明書に記載されている補助対象者 (申請者) 及び共有者全員について以下に記入してください。

補助対象者 氏名	補助対象者との続柄 () 住所 (フリガナ) 氏名 生年月日 T・S・H・R 年 月 日
補助対象者との続柄 () 住所 (フリガナ) 氏名 生年月日 T・S・H・R 年 月 日	補助対象者との続柄 () 住所 (フリガナ) 氏名 生年月日 T・S・H・R 年 月 日
補助対象者との続柄 () 住所 (フリガナ) 氏名 生年月日 T・S・H・R 年 月 日	補助対象者との続柄 () 住所 (フリガナ) 氏名 生年月日 T・S・H・R 年 月 日
補助対象者との続柄 () 住所 (フリガナ) 氏名 生年月日 T・S・H・R 年 月 日	補助対象者との続柄 () 住所 (フリガナ) 氏名 生年月日 T・S・H・R 年 月 日

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

補助対象者 郵便番号

住所

(フリガナ)

氏名

生年月日 T・S・H・R 年 月 日

電話番号

交付申請書

私は、浜松市空家等除却促進事業費補助金(以下「補助金」という)の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、この申請書及び関係書類に記載の事項が事実と相違のないことを誓約いたします。

なお、空家等除却工事後の跡地は、以下の管理方法により周辺住民の住環境を悪化させることのないよう適切な管理を行います。

記

1 事業の概要

既存住宅の所在地番(番地)	所在地番 浜松市 区 (番地 浜松市 区)
所有者	<input type="checkbox"/> 補助対象者のみ <input type="checkbox"/> 共有者あり(名)
相続・遺贈 年月日	T・S・H・R 年 月 日 相続・遺贈
事業予定期間	契約締結の日から 年 月 日まで
申請金額	円
◎空家等除却工事後の跡地管理の方法【具体的に記入してください】	

2 収支予算計画

収入	①市補助金(申請補助金額)	円
	②自己資金	円
	③その他	円
	④収入計(事業費)(①+②+③=④)	円
支出	⑤解体除却費用(④=⑤)	円

3 暴力団排除に関する誓約(誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入)

浜松市空家等除却促進事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- ・暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者

第3号様式(第10条関係)(2枚目)

補助対象要件に関する確認チェックシート

以下の確認・遵守項目について、確認します。(項目の該当する□に✓印を記入してください。)

空家等についての確認・遵守項目	確認欄
<p>◆補助対象者は次の要件を満たすものであることを確認しました。</p> <p>①所有者及び共有者が自然人であること</p> <p>②所有者及び共有者が浜松市税を完納していること</p>	□
<p>◆補助対象空家は次の要件を満たすものであることを確認しました。</p> <p>①公共事業等の補償(道路などの買収・収用等)の対象となっていないこと</p> <p>②空家等(門、塀、立木などの附属工作物を含む)は、文化財等に指定されていないこと</p> <p>③借地の場合は、空家、工作物等の解体除却について土地所有者の同意を得ていること</p> <p>④市内にある既存住宅※であり、申請日前1年間居住者がいないこと</p> <p>⑤相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置(租税特別措置法第35条第3項第1号、同項2号、同項3号)の適用期間外であること</p> <p>※既存住宅とは、次のア～ウのすべてに該当するもの</p> <p>ア 建物の全部事項証明書表題部の種類が居宅又は居宅とその他の用途を兼ねるものであるもの</p> <p>イ 総務省による令和5年住宅・土地統計調査において一戸建に区分するもの</p> <p>ウ 昭和56年5月31日以前に建築済又は建築基準法に基づく建築確認済であったものただし、長屋、共同住宅及び法人が所有するものを除く</p>	□
<p>◆補助金を受けて行う事業(補助事業)は次の工事であることを確認しました。</p> <p>①空家等の解体除却に要する工事(空家内の一般廃棄物を除く)</p> <p>②空家等に附属する門及び塀等の撤去に要する工事</p> <p>③空家等の敷地内立木等(雑草を含む)伐採に要する工事</p> <p>④上記のほか、市長が必要があると認める工事</p>	□
<p>◆補助事業は、次の要件を満たすものであることを確認しました。</p> <p>①補助金の交付決定後に、補助事業の契約を締結するものであること</p> <p>②解体事業者(建築業法土工事業、建築工事業又は、解体工事業の許可業者若しくは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律解体工事業者の登録業者)に請け負わせるものであること</p> <p>③宅地建物取引業者等がその業の目的のために行うものでないこと</p> <p>④補助対象者以外の者の権利を侵害するおそれのないこと</p> <p>⑤原則として敷地全体を更地の状態とするものであること</p> <p>※ただし、空家の一部、門及び塀等を残すことが安全上やむを得ない場合を除く</p>	□
<p>◆次の事項を行うことを確約します。</p> <p>①補助事業に伴う廃棄物等を適正に処理すること</p> <p>②補助事業に伴う苦情等は、補助対象者の責任において処理すること</p> <p>③補助事業により更地になった土地に申請者、申請者の配偶者、六親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族が建築物を建てないこと</p> <p>④当該補助事業に係る関係法令の遵守及び補助金の交付目的に従って誠実に行うこと</p> <p>⑤事業が完了した時は、実績報告書を市長に提出すること</p>	□

第4号様式（第10条関係）

（あて先）浜松市長

既存住宅に居住者がいないこと及び既存住宅が空家等であることの誓約書

私は、浜松市空家等除却促進事業費補助金交付申請に伴い、下記の所在に存する既存住宅に申請前1年間居住者がいないこと及び相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置（租税特別措置法第35条第3項第1号、同項2号、同項3号）の適用期間外となる空家等であることを宣誓します。

また、以下の事項につき確約します。

確約事項

- （1）私が、補助対象者として当該補助事業を遂行すること。
- （2）権利等の争い及び当該補助事業により問題等が生じた際は、私の責任により解決し、浜松市には一切迷惑をかけないこと。

記

既存住宅の所在地番 (番地)	所在地番	浜松市	区
	(番地	浜松市	区)

令和 年 月 日

補助対象者 住所

氏名

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

誓約者(補助対象者) 住所
氏名

解体工事によって更地になった土地に申請者及びその親族が建築物を建てないことの誓約書

私は、当該補助事業により更地になった土地に関して、私の責任により次に掲げる者が建築物を建てないことを誓約します。

記

- (1) 申請者
- (2) 申請者の配偶者
- (3) 申請者の六親等以内の血族
- (4) 申請者の三親等以内の姻族

(あて先) 浜松市長

誓約者(解体工事業者)住所(又は所在地)

氏名(又は名称)

担当者氏名

電話番号

暴力団排除等に関する解体工事業者の誓約書

私は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表第 1 の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可を受けた者若しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 21 条第 1 項に規定する解体工事業者の登録を受けた者(以下「解体工事業者」という。)であり、下記事項について誓約します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成 24 年浜松市条例第 81 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)

(2)暴力団員等(条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3)暴力団員等と密接な関係を有する者

(4)前 3 号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(裏面あり)

2 解体工事業者は、次の規定を遵守します。

(1) 解体工事業者は、以下に該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としません。

イ 役員等（解体工事業者が自然人である場合にはその者を、解体工事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 解体工事業者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結しません

(3) 解体工事業者が、2の(1)に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、補助対象者（浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱第2条第5号に規定する補助対象者をいう。以下同じ。）は解体工事業者に対して当該契約の解除（解体工事業者が当該契約の当事者でない場合において、解体工事業者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下(3)において同じ。）を求めることができる。

(4) (3)の規定により補助対象者が解体工事業者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる解体工事業者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、解体工事業者が一切の責任を負うものとする。

(5) 解体工事業者は、この契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、補助対象者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(6) 解体工事業者は、この契約に関する下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、解体工事業者を通じて補助対象者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

浜松市指令市市第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

印

交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請を受け付けた浜松市空家等除却促進事業費補助金について、同補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり条件を付して補助の交付を決定したので通知します。

記

金額	¥	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---

交付に付する条件

- (1) 補助金は、当該補助制度以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助の内容を変更する場合は、変更承認申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議し、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助申請を取り下げる場合は、市長へ届け出ること。
- (5) 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第13号様式）により、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日までに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業が予定の期間内に完了しない特別の理由がある場合には、同報告書の期限を3月14日（閉庁日の場合はその前日）までとすることができる。
- (6) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- (7) 浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条第1項及び浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、補助金の全額又は一部を返還すること。
- (8) 要綱第18条第1項及び規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し又は未納額との相殺をする場合がある。

第 8 号様式（第 11 条関係）

浜 市 市 第 号
令 和 年 月 日

様

浜松市長

印

不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請を受け付けた浜松市空家等除却促進事業費補助金について審査をした結果、下記理由により交付が適当でないと認めため同補助金の交付をしないこととしましたので同補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

記

交付が適当でないとして不交付とした理由

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

補助対象者 郵便番号
住所
氏名

浜松市空家等除却促進事業費補助金交付申請取下げ届

令和 年 月 日付け浜松市指令市市第 号により交付決定のありました空家等除却促進事業費補助金交付申請について、浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり申請を取下げたいので届け出ます。

記

1 申請の区分

- 交付申請
- 変更申請

2 理由

- 資金の都合がつかなくなったため
- 計画どおりの補助事業ができなくなったため
- その他 ()

(あて先) 浜松市長

補助対象者 郵便番号

住所

氏名

変更承認申請書

令和 年 月 日付け浜松市指令市市第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市空家等除却促進事業費補助金の内容について下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更後収支計画表

		変更前	変更後
収入	①市補助金 (申請補助金額)	円	円
	②自己資金	円	円
	③その他	円	円
	④収入計 (事業費) (①+②+③=④)	円	円
支出	⑤解体除却費用 (④=⑤)	円	円

4 添付書類

- (1) 変更後の見積書の写し等、当初の見積書からの変更点が確認できるもの
- (2) その他市長が必要があると認める書類

浜松市指令市市第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

印

変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請を受け付けた浜松市空家等除却促進事業費補助金について、令和 年 月 日付け浜松市指令市市第 号による交付の決定を下記のとおり変更したので通知します。

記

金額	¥	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---

交付に付する条件

- (1) 補助金は、当該補助制度以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助の内容を変更する場合は、変更承認申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議し、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助申請を取下げの場合は、市長へ届け出ること。
- (5) 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第 13 号様式）により、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 2 月末日までに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業が予定の期間内に完了しない特別の理由がある場合には、同報告書の期限を 3 月 14 日（閉庁日の場合はその前日）までとすることができる。
- (6) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10 年間保管しておかなければならない。
- (7) 浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 18 条第 1 項及び浜松市補助金交付規則（昭和 55 年浜松市規則第 17 号。以下「規則」という。）第 18 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、補助金の全額又は一部を返還すること。
- (8) 要綱第 18 条第 1 項及び規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し又は未納額との相殺をする場合がある。

第 12 号様式（第 13 条関係）

浜海市第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

印

補助金変更不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請を受け付けた浜松市空家等除却促進事業費補助金について審査をした結果、下記理由により交付が適当でないと認めため同補助金の交付をしないこととしましたので同補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

記

交付が適当でないとして却下した理由

（あて先）浜松市長

補助対象者 郵便番号
住所
氏名

実績報告書

令和 年 月 日付け浜松市指令市市第 号により浜松市空家等除却促進事業費補助金の交付の決定を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 2 補助事業の収支決算
- 3 添付書類

- ア 補助事業であることが明確な領収書の写し又は振込金受領書及び請求書の写し等、補助対象者等が解体工事業者等に当該解体除却工事費を支払ったことがわかるもの
- イ 補助事業であることが明確な契約書の写し
- ウ 補助事業以外が含まれる場合は、補助事業に要する金額がわかる書類
- エ 補助事業が完了したことを確認できる写真（補助対象空家除却後の写真及び浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する工事についても補助事業とする場合は、その対象物が確認できる写真
- オ 他の制度による補助を受けた場合にあつては、浜松市空家等除却促進事業費補助金と補助事業が同一でないことを確認できる書類
- カ その他市長が必要があると認める書類

収入	市補助金 ※交付決定通知書の額と一致	円
	自己資金	円
	その他	円
	収入計	円
支出	解体除却費用 ※領収書と一致	円

浜市市第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

印

交付確定通知書

令和 年 月 日付で報告のあった浜松市空家等除却促進事業費補助金について、同補助金交付要
綱第 15 条の規定により下記のとおり補助の交付を確定したので通知します。

記

金額	¥	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---

補助対象空家の所在地番（番地）

所在地番 浜松市 区

（番地） 浜松市 区)

（あて先）浜松市長

補助対象者 郵便番号
住所
氏名

請求書

令和 年 月 日付け浜市市第 号により補助金の交付の確定を受けた浜松市空家等除却促進事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額		¥	拾	万	千	百	拾	円
振込口座	金融機関名							
	支店名等							
	預金種別	普通 当座						
	口座番号							
	フリガナ							
	口座名義							

（添付書類）

- (1) 運転免許証の写し等、本人確認できるもの
- (2) 通帳の写し等、申請者名義の口座番号が確認できるもの
- (3) その他市長が必要があると認める書類

浜松市指令市市 第 号

令和 年 月 日

様

浜松市長

印

交付決定取消し通知書

令和 年 月 日付け浜松市指令市市第 号により交付決定した浜松市空家等除却促進事業費補助金について、浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱第 18 条及び浜松市補助金交付規則第 17 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を取消しましたので、通知します。

記

補助金の交付決定額	円
取消した額	円
取消しの理由	